

合戰利有ベキ事ハサル事ニテ侍レドモ、十二月ハ冬ノシユノ位ニテ、季ハ春ニ近シ、又水ハ北ヨリ南へ流ル、ハ、陽ノ道ニテ順也、南ヨリ北へ流ル、ハ、陰ノ道ニテ逆也、サレバ御本意ヲ達セラレント事堅カルベシ、哀此邊ニ御陣ヲ召レテ、敵ノ下向ヲ御待候ヘカシトゾ存候ヘ、此旨ヲ申上度候ツレドモ、先勘文ニ任申上候ツル也、是ハ推條ノ了簡ニテ侍ル上ハ、是程ニ思召立タル事ヲ、兎角申サバ、定テ御氣ヲ損ゼラルベキ間、斟酌仕リテ候由ヲ語リケレバ、小林ヲ始テ、心有人々ハ、本ヨリ此惡逆思立、軍ニ勝ベキ事、千ニ一モ有ベカラズ、人ノ滅ビントテ思立惡事ナレバ、占モ文モ入ルベキニアラズト口説ツ、更ニ勇メル氣色ハ無リケリ、

〔比古婆衣〕附、干支唱考、

干支はもと、もろこしの國にて、曆を造る法にて、はた年月日を定むる料に設たる名目なるを、やがて日次を稱ぶ目にも用ひ、但し、尙書益稷篇に、辛壬癸甲云云とあるを、十四日也と注せり、當昔、日本ならず十干を一字づゝ著る例とせりと見えたるは、おのゝ生日の干を取れるにやあり、又いと上古には、干ばかり著る例とせりと見えたるは、おのゝ生日の干を取れるにやあり、かとおもふ趣あれど、いまだはず、後に、年に係ても稱ぶこと、なりたるなるべし、かの國の古書どもの紀考さだめざれば、いはす、事、本考の、をさくきこえざる事、本考にいへるがごとし、暦には、月次にも干支をかけてものすれど、平常に、某の干支月といはざるは、たおもひ合さる、なり、さて干支の義のもとは、皇極内篇に、十爲干、十二爲支、十干者五行有陰陽也、十二支者六氣有剛柔也といへるほどのことなるべし、其を皇國言にうつして、十干の甲乙などを、キノエ、キノトなど唱ふは、木ノ兄、木ノ弟の義なりと、はやくよりいひきたれるは、さること、きこゆるを、十干のよみの、古くものに見あたりたるは、中納言兼輔卿集の物名の歌みのさだまれるは、十二支とともに、はやくよりさだめら、十二支の子丑寅卯などを、ネ、ウ、シ、ド、ラ、ウなどよみて、鼠牛虎兔などに當て稱び用ふるは、古に酉字をひよみのとりと云ひなれたるは、朝臣の童蒙抄に、日よみのうま、顯昭法師の袖中抄に、日よみのさるなどみえ、皇國にて鼠牛などそれより後の書どもにものうま、然る定にいへる例あり、みな准へ知るべし、○中略